

## さが半導体魅力発信事業業務委託仕様書

### 1 業務の目的

半導体産業は日本の経済社会を支える中枢になることが期待され、半導体人材の育成・確保の重要性が日々増している。佐賀県においても、令和4年（2022年）10月に半導体推進協議体「さが半導体フォーラム」が設立され、産学官が緊密に連携しながら半導体人材の育成・確保をはじめとする半導体産業の基盤強化に取り組んでいる。本事業により出前講義及び工場見学を実施することで、参加する大学生等の県内半導体産業への理解促進を図ることを目的とする。

### 2 業務の概要

- (1) 業務名称：さが半導体魅力発信事業
- (2) 委託期間：契約締結の日から令和6年（2024年）3月31日（日曜日）まで
- (3) 委託上限額：4,222千円（消費税及び地方消費税額を含む）
- (4) 業務概要：

#### ア 産学連携半導体出前講義

(ア) 実施内容：県内の大学生等を対象とした半導体に関する出前講義を実施する。

(イ) 実施時期：随時

(ウ) 実施回数：2回以上

(エ) 実施場所：県内大学等

#### イ 産学連携半導体工場見学

(ア) 実施内容：県内の大学生等を対象とした半導体の製造に関する工場見学を実施する。

(イ) 実施時期：随時

(ウ) 実施回数：4回以上

(エ) 実施場所：さが半導体フォーラム会員企業の工場等

※さが半導体フォーラム会員企業については県HPから確認できます。

[https://www.pref.saga.lg.jp/ki\\_ji00389418/index.html](https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00389418/index.html)

### 3 業務内容

#### (1) 全体運営

項目	内 容
必須事項	<p><u>ア 統括責任者の配置</u> 本委託業務を統括し一体的な運営等ができるよう統括責任者を配置すること。</p> <p><u>イ 人員の確保及び配置</u> 本委託業務の遂行に必要かつ適切な人員の確保及び配置を行うこと。</p> <p><u>ウ 参加者数の把握</u> 参加者数を適切に把握すること。</p> <p><u>エ アンケート調査</u> 参加者のニーズ、満足度等を把握するため、参加者に対してアンケート調査を行い、そのデータの集計・分析を行うこと。</p>
提案事項	① 本委託業務におけるスケジュール及び管理体制

(2) 産学連携半導体出前講座

項目	内 容
必須事項	<p><u>ア 県内大学のヒアリング等</u> 県内大学に対して出前講義への協力打診やニーズ調査を行うこと。</p> <p><u>イ 講師</u> 講師の選定、交渉、打合せ、実施場所までの移動、謝金等の支払に至る一連の業務を行うこと。</p> <p><u>ウ 講義内容</u> 県内の大学等において学部1・2年生を対象として半導体を身近に知ってもらい、社会生活における半導体の重要性と将来性を解説する講義内容とすること。実施時期については参加者が参加しやすい日程を考慮して設定すること。</p> <p><u>エ 実施場所の各種看板、装飾等の制作及び設置業務</u></p> <p><u>オ 資機材等の調達業務</u> 資機材等（映像・音響機材等）の借上げ、買上げ等、調達を行うこと。</p> <p><u>カ オンデマンド配信</u> 講義のオンデマンド配信を行うこと。配信期間については県と別途協議し決定すること。</p>
規 模	<p><u>ア 実施時期及び実施回数</u> 2（4）ア（イ）及び（ウ）のとおり</p> <p><u>イ 1回当たりの実施時間</u> 90分程度</p> <p><u>ウ 1回当たりの参加者数</u> 100名程度</p>
提案事項	② 参加者の県内半導体産業への理解促進のための方策

(3) 産学連携半導体工場見学

項目	内 容
必須事項	<p><u>ア 協力企業のヒアリング等</u> さが半導体フォーラム会員企業に対して工場見学への協力打診やニーズ調査を行うこと。</p> <p><u>イ 工場見学先</u> さが半導体フォーラム会員企業から工場見学先を選定すること。</p> <p><u>ウ 実施場所の各種看板、装飾等の制作及び設置業務</u></p> <p><u>エ 参加者の誘導等</u> 参加者の集合・解散場所についてアクセスや駐車場・駐輪場の有無等を考慮して設定すること。参加者の集合・解散場所から各工場見学先への輸送については送迎バスで行うこと。</p> <p><u>オ レクリエーション保険への加入</u></p>
規 模	<p><u>ア 実施時期及び実施回数</u> 2（4）イ（イ）及び（ウ）のとおり</p> <p><u>イ 1回当たりの実施時間</u> 90分程度（移動時間を除く）</p> <p><u>ウ 1回当たりの参加者数</u> 30名程度（参加企業の受入状況による）</p>
提案事項	③ 参加者の県内半導体産業への理解促進のための方策

#### (4) 広報

項目	内 容
必須事項	ア 広報 予算の範囲内で最大限の広報効果（多くの参加者を獲得する）を発揮できるような媒体等を活用し、効果的な広報を行うこと。
提案事項	④ より集客力を高めるための効果的な広報のポイントやその方法等

#### 4 その他の留意事項

- (1) 本委託業務は、県と十分に協議の上、実施すること。
- (2) 机、椅子、その他イベントに必要な設備・資機材等については、受託者が必要に応じて調達すること（準備、復旧、片付け等を含む）。その際に、使用料等が発生する場合は、委託金額内から支払うこと。また、その支払いについては、本委託業務に含むものとする。
- (3) 本委託業務の実施に係る関係機関との調整や近隣対策等が必要な場合（申請・届け出等含む）は、受託者がこれを行うこと。
- (4) 受託者による実施場所の汚損及び損負傷、又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償すること。
- (5) 受託者は、本委託業務を履行する上で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。
- (6) 受託者は、本委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。また、個人情報の取扱いについては、県が定める個人情報保護特例及び情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (7) 受託者が県に引き渡すべき成果物は、佐賀県の所有とする。
- (8) 本業務委託の実施のために制作した全ての成果物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）は県に帰属し、受託者が複写、複製、抜粋、その他の形式によりほかの用に供する場合は、県の承諾を受けなければならない。
- (9) 受託者は、県に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- (10) 受託業者の有する前項所定の著作者人格権を侵害する者がいる場合、県より請求があったときは速やかに県の請求に従い、当該侵害者に対し、著作者人格権を行使するものとする。
- (11) 受託業者は、県に対して、成果物が第三者の著作権、産業財産権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。
- (12) 受託者は、委託業務完了後、速やかに委託業務完了報告書を県に提出すること。
- (13) 本委託業務関係書類（支払関係書類を含む。）については、委託業務完了後 5 年間保管すること。